

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.028

処 分 名	障害児福祉手当の受給資格の認定
処 分 の 概 要	20歳未満の身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態の方が対象です。認定請求後の審査を経て、要件に該当すれば支給決定し、障害児福祉手当を支給します。該当しない場合には、却下の決定を行います。
根拠法令等・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 （昭和39年法律第134号）第19条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 （昭和50年政令第207号）第1条第1項
審 査 基 準	<p>◎春日部市に住所を有する重度障害児であることが要件となります。</p> <p>(1)「重度障害児」とは、20歳未満である障害児の内、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第1項で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいいます。</p> <p>(2)申請にあたっては、障害にかかる専門医等の認定診断書を提出していただく必要があります。ただし、その他の書類等により障害の状態等を確認することができる場合は、当該診断書の提出の省略ができます場合があります。</p> <p>◎上記の要件に該当する場合でも、その者が次のいずれかに該当するときは支給対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を支給事由とする年金を受給している ・ 児童福祉施設等に入所している <p>※所得制限の限度額以上の方は、支給停止となります。</p>
標準処理期間	15日（知事との協議に要する期間を除きます）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_fukushi/shougaiasha/keizai/shogaiji.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第 19 条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

■特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

第 1 条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）
第二条第二項に規定する政令で定める程度の重度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする。

別表第一（第一条関係）

- 一 両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの
 - 二 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
 - 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 四 両上肢のすべての指を欠くもの
 - 五 両下肢の用を全く廃したもの
 - 六 両大腿を二分の一以上失つたもの
 - 七 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
 - 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - 九 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- （備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。